

工業用水道事業費補助金により取得等した財産の処分についての解説

平成27年5月28日
経済産業省産業施設課

補助金を受給して取得した財産については、当該補助事業に供することを原則とし、その処分については慎重な対応を要するが、社会経済情勢の変化や補助金交付の対象となる事務又は事業自身における事情の変更により、補助金の目的に反する使用、譲渡、交換等を行うことについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「補助金適正化法」という。）第22条の承認を行った方が補助金の交付目的に資する、又は処分制限財産の有効活用に寄与すると認められる場合がある。この運用についての詳細は、「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（平成16・06・10会課第5号）」（以下、「財産処分通達」という。）に規定しており、関係する手続きについては本通達を原則として進めるものであるが、工業用水道事業については、今後、施設のダウンサイジングや遊休地の有効活用等を検討する事業者が増えることが予想されることから、施設及び土地の処分（転用、譲渡、貸付等（ただし担保に供する処分は除く。））に関する点についてポイントを絞り、解説するとともに、過去の承認事例等の整理を行った。

なお、本解説については、工業用水道政策に関するアンケート結果（平成25年12月産業施設課実施）により、財産処分通達だけでは、案件毎の承認の可否や補助金返還の有無又はその額について判断することが難しいとの指摘を踏まえて整理するものであり、工業用水道事業者におかれては、本解説を参考に財産処分の検討を進め、処分制限財産の有効活用に役立てていただきたい。

○工業用水道事業費補助金における財産処分手続きの概要について

- ・工業用水道事業費補助金における財産処分手続フロー図（別紙1）
※本フロー図は、地方公共団体が行う財産処分に限る。

○「財産処分通達」のポイント

1. 財産処分に係る承認基準について

当該承認基準については、補助事業の運営及び施設の維持管理上支障が生じない財産の処分であり、財産処分にやむを得ない事情があることを前提としている。

さらに、これらの観点に加えて、案件毎の処分内容等に応じて「補助金相当額の返納」等の条件を付して承認を行う。

2. 国庫納付額の算定方法について

(1) 有償譲渡又は有償貸付け

$$\text{国庫納付額} = \text{譲渡額（貸付額）} \times \text{補助率} \quad (\text{上限は補助金額})$$

※ただし、残存簿価相当額又は鑑定評価額に比して著しく低い金額である場合、残存簿価相当額等に補助率を乗じて得た額とする。

(2) 転用、無償譲渡、無償貸付け、交換、取壊し又は廃棄

$$\text{国庫納付額} = \text{残存簿価相当額} \times \text{補助率}$$

※ただし、鑑定評価を行う場合は鑑定評価額に補助率を乗じた金額と、残存簿価相当額に補助率を乗じた金額とで高い方とする。

○財産処分の過去の承認事例及びQ & A集について

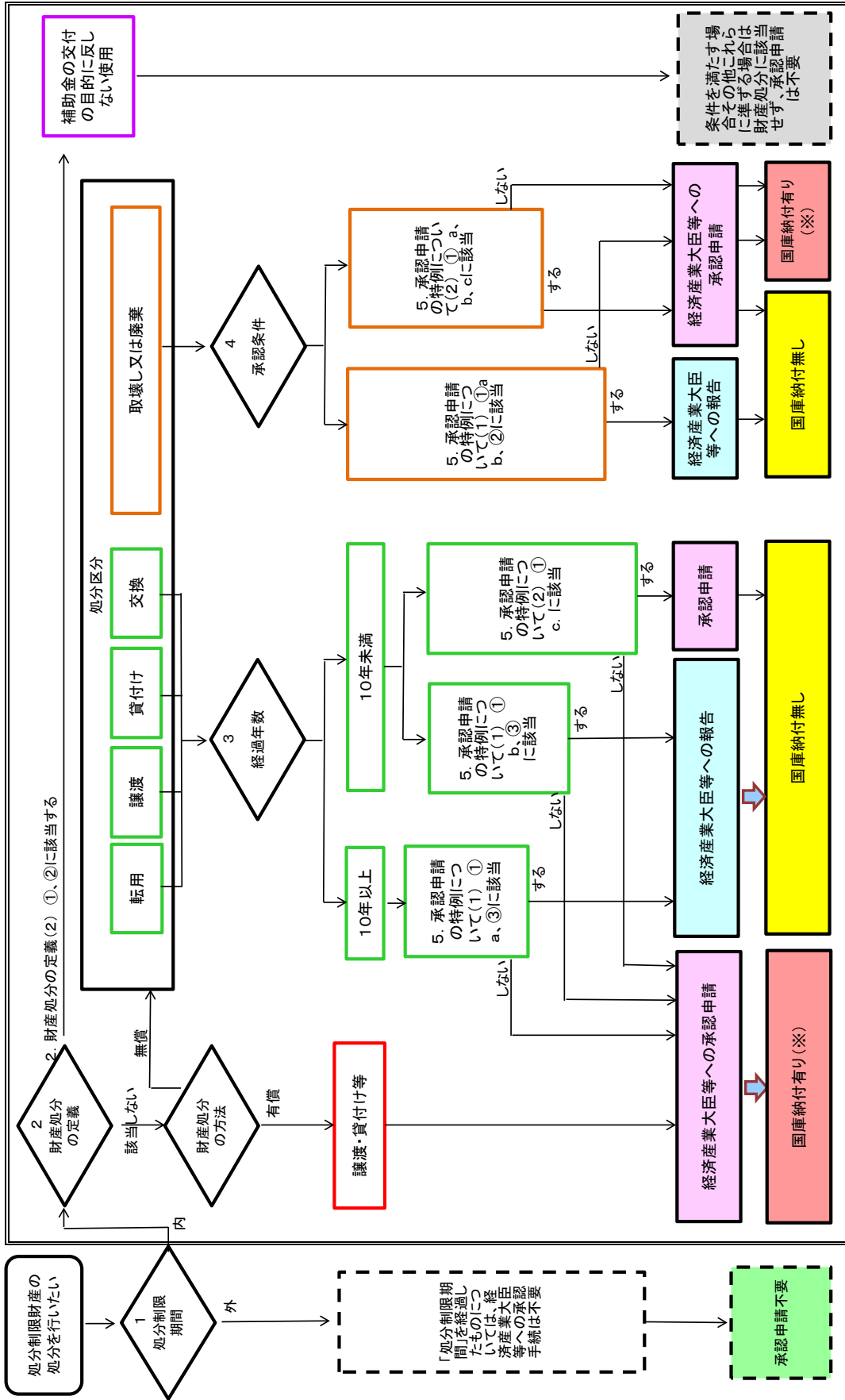
- ・承認事例（別紙2）
- ・「財産処分の承認事例を基にした解説書」Q & A集（別紙3）

○参考資料

- ・補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて
- ・補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等の財産処分の取扱いについて

工業用水道事業費補助金における財産処分手続フロー図

別紙1



※ただし、経済産業大臣等が適当であると個別に認める場合には、条件付きで国庫納付が不要となる場合がある。

「経済産業大臣等が適当であると個別に認める場合」の例→補助金を受けた工業用水道事業を他の事業者へ承継する場合の譲渡や一時的な有償貸付け など

承認事例
処分区別個別事例

別紙2

処分区	返還の有無	財産区分	処分先	処分後の使用目的	処分内容・経緯等	財産処分通達	備考
転用	無	排水処理施設	自治体	排水の一括処理	施設の有効活用による事業運営の効率化を図る観点から、上水道の排水及び近隣事業者の排水を一括して工業用水道事業の排水処理施設で処理することとなった。	3.(2)	
		工業用水道設備一式	自治体	上水道設備の原水供給	渇水時、一時的に工業用水道事業の余裕分の水量を近隣上水道事業へ原水給水をする。	3.(2)	ただし、平成27年3月31日以降は5.(1)③を適用
	有	土地	自治体	太陽光発電施設用地	将来需要予測に基づき浄水場建設予定地を取得しているが、当該予定地を有効活用するために太陽光発電設備を設置し、売電を行う。補助目的が未だ達成されていないことから、補助金を返還するもの。	3.(1)	承認事例1
譲渡(無償)	無	土地	自治体	道路	譲渡する土地は、浄水場敷地への進入口用地であり、譲渡しても工業用水道事業の運営、維持・管理上支障がなく、処分後の用途が公共の用に供されるものであり、当該用地取得(活用)後、10年以上経過している。	5.(1)①a	
		工業用水道事業一式	企業団	事業継続	自治体による工業用水道事業が廃止され、企業団へ事業が承継されることに伴い、処分制限のかかる財産全てを自治体から企業団に譲渡するもの。	3.(2)	承認事例2
	有	ポンプ場用地	民間	用地	建設当時設置した旧ポンプ場用地であったが、改築工事において別地区に新たにポンプ場を設置し、当該旧ポンプ場はバックアップとして保有していた。しかし老朽化が著しいことから、旧ポンプ場は撤去し、用地については売却するもの。譲渡しても工業用水道事業の運営、維持・管理上支障がないこと等の理由による財産処分。	4.(1)	
		建物・土地	民間	民間事業の社屋	事務所として活用していた用地だったが、老朽化が著しく、事務所機能を別に移転し、業務の効率化を図ることとなり、建物及び土地を有償譲渡するもの。	4.(1)	
		土地	自治体	道路	本処分により工業用水道事業の経営安定化が図られ、事業の運営・管理上も支障がないことから国庫納付条件を付して承認。交通量緩和のために新たに市道を整備することとなり、市道用地として使用するため水道用地の譲渡の依頼があり、公共性の高い用途への処分、譲渡しても工業用水道事業の運営、維持・管理上支障がなく、当該整備事業実施により支障を及ぼすものではないこと等の理由により財産処分を承認するもの。	4.(1)	
譲渡(有償)	有	水利権	自治体	水道事業	譲渡しても工業用水道事業の運営、維持・管理上支障がなく、処分後の用途が水道事業と公共の用に供されるものであり、ユーザ一保護の観点からも国庫納付条件付して有償譲渡するもの。	4.(1)	承認事例3
		土地	民間	道路	管路用地の一部を道路拡幅のため等積、等価交換するものであり、交換しても工業用水道事業の運営、維持・管理上支障がなく、公共の用に供されるものであり、地域住民の利便性の向上に寄与するもの。また、用地取得後10年以上経過している。	5.(1)①a	
貸付(無償)	無	土地	自治体	通学路用市道	配水管路用地の一部を市道として無償貸付するもの(所有者の変更は伴わない使用者の変更)であり、工業用水道事業の運営、維持・管理上支障がなく、公共の用に供され、地域住民の利便性の向上に寄与するもの。また、用地取得後10年以上経過している。	5.(1)①a	
貸付(有償)	有		民間	ゴルフコース	排泥管路敷をゴルフコースとして一定期間有償貸付するもの。工業用水道事業の運営及び施設の維持管理上、支障を生じない。	4.(1)	
			民間	高圧電線	浄水場用地が電力会社高圧電線架線下になるため、目的外使用として許可し、有償で貸付するもの。工業用水道事業の運営及び施設の維持管理上、支障を生じない。	4.(1)	
取壊し	無	配水管	—	移転	道路拡幅整備に伴い支障となった配水管を一部移転するため、既設管の取壊しを行う。補助事業者の責めに帰することができない事由によるやむを得ないもの。	5.(2)①a	承認事例4
		設備	—	代替設備の整備	事業で取得した建築付帯設備が老朽化し、更新の必要が生じたため取壊しを行い代替設備を整備するもの。	5.(2)①b	
廃棄	無	設備	—	代替設備の整備	事業で取得した機械設備が老朽化し、更新の必要が生じたため廃棄処分を行い代替設備を整備するもの。	5.(2)①b	
目的内使用	無	—	—	—	施設等の屋根や管理用地、浄水場の上部空間等を再生可能エネルギーの普及促進を図る目的で設置したのものについては、目的に反しない使用として取り扱うこととし、財産処分に関する手続きは必要なし。	—	事例5(承認不要)

「財産処分の承認事例を基にした解説書」 Q & A 集

＜転用＞

Q 1. 渇水によりダム貯水率が低下し、水道事業において供給不足が生じた際、一時的に補助金を受けた工業用水道事業の余裕水量分を給水した場合の処分如何。

A 1. 工業用水道事業の運営等に支障がなく、転用することがやむを得ない場合は承認することができる。少雨の影響による渇水で、一時的（当該年度を越えない範囲）に工業用水を水道用水へ転用するという処分であり、国庫納付条件を付さない承認とすることができる。

（財産処分通達 5.（1）③）

財産処分通達（抜粋）

5. 承認申請等の特例について

（1）次に掲げる財産処分に該当する場合には、財産処分の承認申請手続きにかかわらず、別紙様式 1（以下「報告書」という。）を大臣等に提出することによって、補助金適正化法第 22 条の承認を受けたものとみなし、国庫納付は求めないこととする。ただし、報告書において記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りでない。

また、大臣等は必要に応じて、報告書により承認とみなした財産の活用状況について補助事業者等から報告を受け、又は確認をすることができる。

③補助目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で、一時的に（当該年度を超えない範囲）で行う転用又は貸付け。ただし、貸付けの場合には次の条件を付した上で行うものに限る。a. 使用予定者との間で当該一時使用に係る管理協定を締結すること。b. 原則無償貸付けとする。ただし、実費相当額の負担を求める場合は、この限りではない。

Q2. 補助金を受け取得した浄水場建設予定地に、事業者自身が太陽光発電設備を設置し、売電を行う場合の財産処分如何。

A2. 工業用水道事業の運営等に支障がなく、転用することがやむを得ない場合は承認することができる。処分制限財産の有効活用に寄与すると認められ、太陽光発電所用地へ転用するという目的外使用であるため財産処分通達3.(1)により、国庫納付条件を付して承認することができる。

(財産処分通達3.(1))(別紙2 承認事例1参照)

ただし、Q7の場合による取扱いには、要注意のこと。

<譲渡・貸付け>

Q3. 補助金を受け取得した用地を貸与する場合には、どのような財産処分の承認手続きが必要であるか。

A3. 有償または無償に関わらず、工業用水道事業の運営等に支障がなく、貸与することがやむを得ない場合は承認することができる。

貸与により収益が発生した場合の国庫納付額は、補助金額を上限として、貸付額に補助率を乗じて得た額とする。

(財産処分通達4.(1))

なお、基本的に売却が可能な場合(売却しても支障がない場合に限る)は、貸与ではなく、売却することが望ましい。

Q4. 他の事業者へ補助金を受けた工業用水道事業を承継する場合の財産処分方法如何。

A4. 工業用水道事業が、引き続き運営等に支障がなく、やむを得ない事情がある場合は無償にて譲渡することが可能である。処分にあたっては、大臣等が適当であると個別で認める場合に相当するとし、国庫納付条件に代えて再処分条件を付して承認とする。

(財産処分通達3.(2))(別紙2 承認事例2参照)

Q5. 補助金を受けた工業用水道事業から他の利水事業へ水利権を譲渡する場合の財産処分方法如何。

A5. 今後の工業用水道事業の運営等に支障がなく、水利権を譲渡することがやむを得ない場合は承認することができる。なお、譲渡により発生した収益は、補助金額を上限として、譲渡額に補助率を乗じて得た額を国庫納付する。
(財産処分通達4.(1)) (別紙2 承認事例3参照)

<取壊し・廃棄>

Q6. 補助金を受け道路埋設された配水管が、道路拡張整備事業の影響で支障となり移設を求められた際の財産処分方法如何。

A6. 工業用水道事業の運営等に支障がなく、取壊しをすることがやむを得ない場合は承認することができる。道路の拡張整備その他の補助事業者等の責めに帰することのできない事由(相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。)による財産処分については、国庫納付条件を付さず、承認とすることができる。
(財産処分通達5.(2)①a) (別紙2 承認事例4参照)

<目的に反しない使用>

Q7. 補助事業等により取得した財産の有効活用するために、太陽光発電その他の再生可能エネルギー発電設備を補助事業等により取得した施設に設置した場合の取扱いはどうなるのか。

A7. 太陽光発電その他の再生可能エネルギーの普及促進を図るため、補助事業等により取得した施設等において、補助事業者等が再生可能エネルギー発電設備を自ら設置し、又は第三者に有償で施設等の一部を貸し付けることにより設置する場合であって、当該施設等の利用が次のような場合には、補助金等の交付の目的に反しない使用として取り扱うこととする。
ただし、補助事業等の補助目的を実現するための使用が不可能になる場合や施設等の財産価値を毀損する場合を除く。

なお、補助目的内での使用であるため、財産処分には該当しないことから、経済産業大臣等による承認は必要ない。（別紙 2 事例 5（承認不要））

※例としては、施設等の屋上・屋根に設置等する場合、法地など管理上の観点から取得したが使用していない土地に設置等する場合、浄水場の配水池の上部空間などに設置等する場合等。

（補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等の財産処分の取扱いについて（平成 25 年 12 月経済産業省））

<その他>

Q 8. 補助金を受けた建物及び機械・装置等については、補助目的の達成の判断について、一般的な考え方の指標はあるか。

A 8. 処分制限財産の使用開始日から財産の処分制限期間（耐用年数）を経過した場合、補助目的を達成したものとみなす。（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号関係）。

したがって、残存期間がある場合は、目的が完全に達成されたことにはならない。

Q 9. 補助金適正化法及び工業用水道事業費補助金交付要綱において財産処分の承認を必要としているが、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和 53 年通商産業省告示第 360 号）に土地に関する記載がない。これは、土地には耐用年数がないことによるものと考えられる。従って、土地については、永久に財産処分の制限の対象になると考えてよいか。

A 9. 補助金の交付を受けて取得した土地については、処分制限期間の定めがないので、土地については取得価格に関係なく永久に財産処分の対象となる。

Q 10. 施設等の耐震化を行った場合の処分制限期間はどのように考えれば良いか。

A 10. 耐震補強後の施設等の処分制限期間については、耐震補強前の施設は取得時から、耐震補強により取得した財産は補強時点からの起算とする。